

2019年3月1日

お客さま各位

三井住友アセットマネジメント株式会社

「投信総合取引約款」等改定のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既報の通り、2019年4月1日を期日として、当社は、大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し「三井住友 DS アセットマネジメント株式会社」として新たなスタートを切ります。これに伴い今般「投信総合取引約款」等の改定を行うこととなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 約款等の主な改定内容

(1) 合併に伴い、会社名、組織名等を変更しました。

改定後	改定前
三井住友 DS アセットマネジメント株式会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
C X推進部	お客さまサービス部
I T・事務統括部	事務システム戦略部

【改定箇所】

①投信総合取引約款	第1条、第25条
②投資信託受益権振替決済口座管理約款	第1条、第9条
③特定口座約款	第1条
④非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款	第1条
⑤未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	第1条
⑥定期積立プラン利用約款	第1条
⑦電子交付サービス利用規程	第1条
⑧投信直販ネットサービス取扱い規程	第1条
⑨自動けいぞく(累積)投資取扱い規程	第1条
⑩金銭の振込先の指定についての規程	第1条

(2) 合併に伴い、投信直販のサービス名称を変更しました。

改定後	改定前
「投信直販ネットサービス」に統一	SMAM投信直販 三井住友アセットマネジメント投信直販

【改定箇所】

①投信総合取引約款	第2条、第12条、第26条、第27条、第29条、第31条
②定期積立プラン利用約款	第3条、第4条、第8条、第11条、第12条
③投信直販ネットサービス取扱い規程	第1条

(3)その他所要の改定を行いました。

①「投信総合取引約款」の新旧対照表

改定後	改定前
<p>(約款の変更)</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第30条 本約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときは、変更することがあります。</p> <p>2 変更の内容が、お客さまの従来の特権を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>3 前項の通知は、三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービスのお客さまへのご連絡画面で行うことができますものとします。</p> <p>4 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると当社が判断する場合は、当社のホームページ等への掲載に代えることがあります。</p> <p>5 本条の定めは、本約款以外の各約款および規程に準用するものとします。</p>

②「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の新旧対照表

改定後	改定前
<p>(約款の変更)</p> <p>第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>(以降、条数を繰り下げ。)</p>	<p>一新設</p>

③以上のほか、字句修正等軽微な修正を行っております。

改定後の全文については、「口座開設およびお取引にかかる重要事項」の[「約款・規程集」](#)をご覧ください。

2. 約款変更の効力発生日

2019年4月1日

3. 「勧誘方針」、「プライバシーポリシー」等も、所用の改定を行います。4月1日より直販ホームページ上の「口座開設およびお取引にかかる重要事項」の中に掲載させていただきます。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント株式会社

投信直販お客さま窓口

フリーダイヤル:0120-45-1104

受付時間:午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)